平成２７年（フ）第５００号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目13番８号
債務者　渡辺　直貴
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛笥　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６号
京都市右京区西京極郡町109番地　ロフティ西京極208号
債務者　川島　正行
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　眞咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
札幌市東区北32条東１丁目８番13号　金沢ビル202号
債務者　長澤　俊広
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
青森県十和田市大字沢田字三日市141番地１
債務者　野月　京子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澤　将宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１９４号
愛知県知多市巽が丘４丁目331番地の２
債務者　新海由利子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　袁　　明玉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６１号
大阪府吹田市山田西１丁目26番15―603号
債務者　藤本　修司
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０８号
静岡県焼津市下小田421番地の１　サランテＡ203号
債務者　岩崎庄一郎
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　友輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字緑223番地
債務者　二之湯　武
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　尚記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５２号
長崎県長崎市柳谷町19番３―102号、旧住所長崎県長崎市錦１丁目17番12―406号
債務者　平山智代子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　浩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５０号
愛知県大府市若草町４丁目233番地の10　ウィング若草101号、従前の住所名古屋市昭和区南分町４丁目55番地　パルシオン広路201号
債務者　ヘアーデザインメールこと　長谷川麻紀子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　智貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７６号
京都府宇治市宇治蓮華67番地　タウニイ蓮華202号、前住所京都府城陽市寺田大川原22番地の11
債務者　佐藤　孝司
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７６６号
愛知県清須市廻間１丁目２番地４　プラッサムコート廻間102
債務者　宇佐美朋美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伴野　友昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２１号
大阪府河内長野市喜多町109番地の２　エルベ喜多203号、前住所大阪府河内長野市美加の台１丁目17番72号
債務者　野沢　誠一
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１３号
仙台市若林区中倉２丁目10番１号
債務者　中村　一人
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
仙台市太白区若葉町３番10号　八木山コーポ102
債務者　石井　　一
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
仙台市太白区鈎取３丁目１番30―103号
債務者　佐藤　昭子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係